

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (03-5849-3624) (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

(ア) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ファミリーケア 結
所在地	東京都足立区谷中3-9-13
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 足立区 131219 第 1372111383 号
サービスを提供する実施地域※	足立区・葛飾区 (地域は応相談)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(イ) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 3名 (兼務者含)

事務員 1名

(ウ) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

※ (土・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

(エ) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 3. 居宅介護支援等申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

## 5. サービス内容に関する苦情

### (ア) 当事業所の相談・苦情窓口

ファミリーケア結 管理者 川村 芳江 電話 080-7069-5244

当事業所の居宅介護支援等に関するご相談・苦情および居宅サービス計画等に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

### (イ) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

足立区 介護保険課事業者支援係 電話 03-3880-5746

足立区 基幹地域包括支援センター 電話 03-6807-2460

足立区 地域包括支援センター

さの 電話 03-5682-0157

東和 電話 03-5613-1200

中川 電話 03-3605-4985

一ツ家 電話 03-3850-0300

葛飾区 介護保険課 電話 03-3695-1111

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

### (ウ) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

## 6. 当法人の概要

法人種別・名称 有限会社 ユウキエンタープライズ

設立 平成27年3月

所在地・電話 東京都足立区谷中3-9-13 ヴィラファニー1F

代表取締役 結城高志

電話 03-5849-3624

事業内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業、障がい福祉事業

## 7. 居宅介護支援等利用料 ( 付属別紙 1 参照 )

## 8. ケアプランにおける事業所の利用状況 ( 付属別紙 1 参照 )

## 要介護・要支援認定前に居宅介護支援等の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護・要支援認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画等の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援等について

- ・ 利用者が要介護・要支援認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画等を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画等の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画等については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・ 要介護・要支援認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

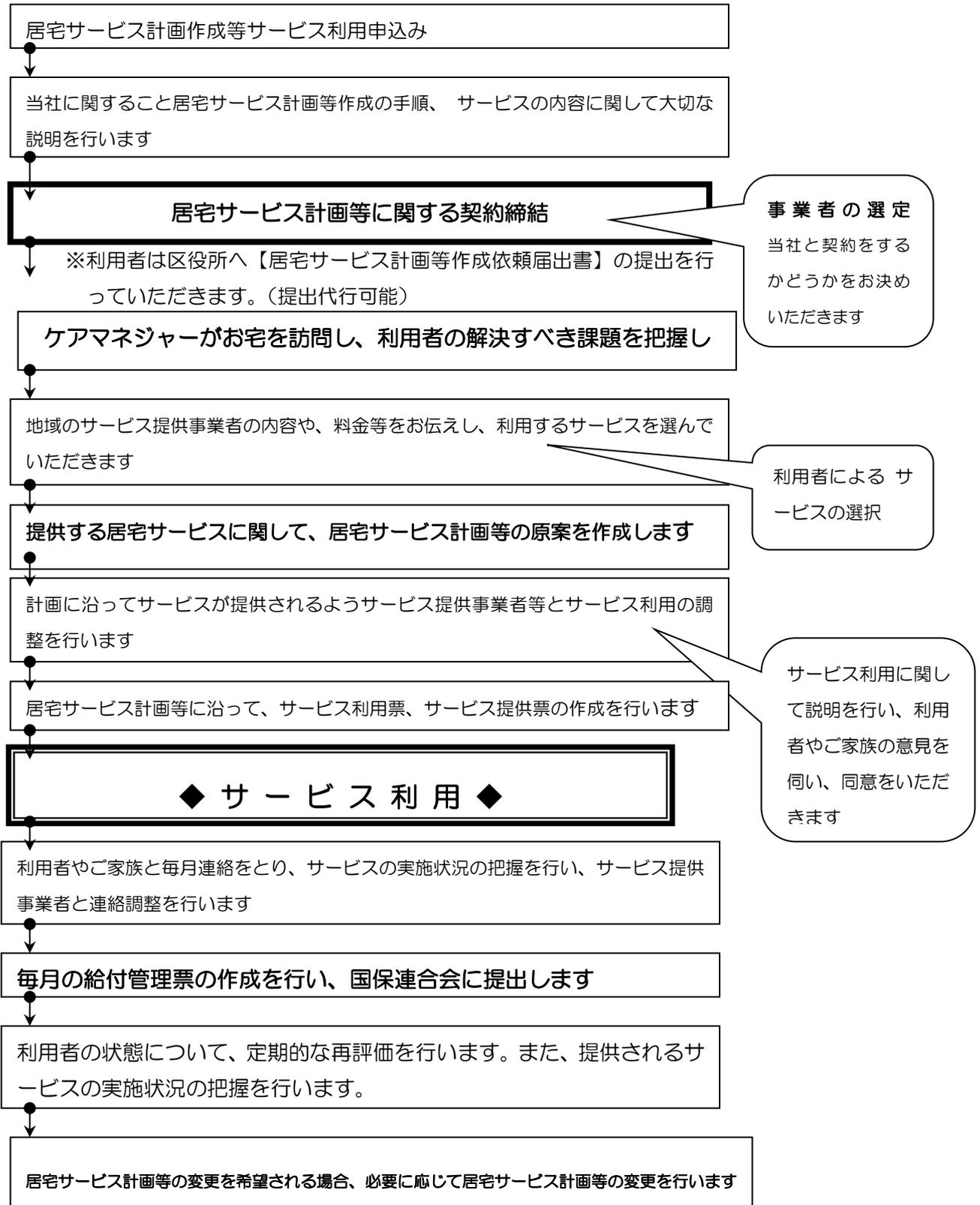
要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただきません。

### 4. 注意事項

要介護・要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護・要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

サービス提供の標準的な流れ



契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援等の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】 ファミリーケア 結  
所在地 東京都足立区谷中 3-9-13  
電話 03-5849-3624  
代表者名

説明者  
介護支援専門員 \_\_\_\_\_

事業者から居宅介護支援等についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用申込者】

住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

【利用者家族】

住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄)

【緊急連絡先】

住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄)